

文部科学大臣 松本洋平 殿

「学校における校外活動
の安全確保対策に関する提言」

令和8年5月21日



代表 吉村洋文

共同代表 藤田文武



令和8年5月21日

学校における校外活動の安全確保対策に関する提言

日本維新の会

代表 吉村洋文

共同代表 藤田文武

令和8年3月の辺野古沖ポート転覆事故に続き、5月には磐越自動車道での遠征バス事故が発生した。また令和7年6月には滋賀県の私立高校で救急搬送未実施事案が起きるなど、学校の校外活動中に重大事故が相次いでいる。これらは校外活動における安全管理体制の不備や運用上の課題を浮き彫りにしており、看過できない。現場任せやマニュアルの形骸化の見直しに加え、安全確保にはコストがかかるものであり、校外活動の移動に係る費用も含め、その負担の在り方も検討が必要である。

なお事故が相次ぐ現状を踏まえ、国はガイドラインの実効性検証、安全確保策強化・徹底をすべく、児童生徒の生命・安全を守るための速やかな措置を求める。

1. **学校保健安全法第27条に定める学校安全計画、同法第29条に定める危険等発生時対処要領（学校危機管理マニュアル）の作成・運用について、事故・事件発生時の対応、特に校外活動や移動時の事故・事件未然防止措置の充実に関する内容を明確化すること。**

（参考）

- ・修学旅行、部活動や校外研修時の車両・船舶等の移動手段について、道路運送法等の関連法令を踏まえた適切な移動手段選択の原則の明記。（国土交通省による今後の安全対策も踏まえること。）
- ・校外活動における適切な移動手段選択に関し、監護権を有する保護者への説明責任の遂行、保護者の同意を求める原則の明記。
- ・部活動や校外活動の移動における事故・災害等を想定した指導者等の引率ルールを明確化し徹底すること。
- ・児童生徒の発達段階に応じ、児童生徒が緊急時に110番通報・119番通報などの適切な行動を取るための安全教育を、学校安全計画に位置付けること。被害者・目撃者となった場合の対応とともに、交通事故の加害者となった場合の救護義務や通報義務についても位置づけを検討すること。
- ・校外活動における事故・事件について、学校から所管自治体への報告基準と適切な時期を具体的かつわかりやすく明確化すること。判断に迷う場合には、全ての設置形態において、所管自治体への早期報告・早期相談の原則を明確化し徹底すること。
- ・学校が適切な対応を実施していない場合に、学校事故の詳細調査に関する都道府県の指導助言を行うこと。

2. 学校から設置者等に対し、校外活動を含む安全確保対策（学校危機管理マニュアル）の届出を徹底するなど、設置者等が確認し、指導助言を行う手続きを検討すること。

（参考）

- ・ 公立学校においては教育委員会が所管する学校の取り組みについて速やかに学校危機管理マニュアルの現状を点検し、必要に応じて指導・助言を行うこと。
- ・ 私立学校・国立大学附属学校においては、所管する都道府県・国立大学法人が学校危機管理マニュアルの内容や安全確保策の実施状況について速やかに点検し、指導・助言を行うこと。
- ・ あわせて学校から保護者への必要な説明内容や責任の遂行のあり方など、ガイドラインでの明確化を速やかに検討し、実施すること。

3. 都道府県が所管する学校に対し、学校における校外活動の安全確保対策について適切に遂行されるための指導助言や、評価・確認・調査、改善等の指導助言の手続きが円滑に進むよう、文部科学省等の省庁の指針改定等を通じて明確化すること。

（参考）

- ・ 平素からの未然防止や適切な学校の安全確保・危機管理対策等のために全ての設置形態の学校の校長は責務を有する教職員に対する研修を徹底すること。
- ・ 文部科学省「学校事故対応に関する指針【改訂版】（令和6年3月）」をふまえ、被害児童生徒等及び家族への配慮した支援が十分に取られていないと考えられる事案がある場合の所管自治体への相談先を明確化し、児童生徒・保護者に周知すること。
- ・ 所管自治体に適切に報告がなされていない事案が判明した際、所管自治体の確認・調査、指導助言等の手続きを具体的に明確化し、全ての設置形態・校種の学校に対し実施すること。
- ・ 教職員の懲戒処分及び公表の指針、私立学校における教育条件や管理運営が適正を欠く場合等における補助金の減額や不交付など、私学助成の適切な運用を通じ、教職員が学校保健安全法第26条・学校安全に関する学校の設置者の責務を自覚し、それが適切に遂行されない場合の公平かつ公正な対応を徹底すること。

4. 校外活動における学校管理下の活動の考え方を整理し、学校の安全注意義務・安全配慮義務と、保護者の監護権とについて整理すること。学校の教育活動である部活動と部活動の地域展開による地域クラブ活動の、いずれの場合でも、生徒の安全確保が図られるよう周知すること。

(参考)

- ・学校教育の一環である部活動は、教育課程外の活動であるが、学校の教育活動であり、日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となっている。しかしながら、学校側も本来必要な校外活動や移動手段に関する保護者同意を得ていない場合もある。保護者は民法上の監護権を児童生徒に対して有しており、学校からの適切な説明責任の遂行、校外活動の内容・移動手段等に関し費用負担を含めた同意などの手続きを明確化すること。
- ・課外活動においても、保護者と学校はともに児童生徒の安全を守るために、設置形態を問わず適切な連携を行うための連携・協力体制の整備の重要性についても、国としての考え方や取り組み方法を関連指針・ガイドラインにおいて示し、徹底すること。
- ・部活動の地域展開による地域クラブ活動についても、事故防止を含め、生徒の安全確保が図られるよう周知すること。

以 上